

休日急患歯科診療(岡山・倉敷)および

障がい者歯科診療出務要領

岡山県歯科衛生士会

令和4年6月26日 より施行

I 出務する条件

1. 歯科衛生士免許を有し、岡山県歯科衛生士会の会員かつ年齢は64歳以下の者とする。
2. 新規の出務者は、資料による事前研修および見学体験を必須とする。
3. 岡山及び倉敷休日急患歯科診療の年末年始、およびゴールデンウィーク等の大型連休の出務は、通常の休日急患歯科診療に5回以上出務経験のある者とする。

II 出務する際の注意事項

1. 出務中のトラブル等は岡山市歯科医師会(岡山休日急患歯科診療)のルール、及び倉敷歯科医師会(倉敷休日急患歯科診療・障がい者歯科診療)対応マニュアルに沿って対応する。
2. 出務中、歯科医師会関係者から出務者へ問い合わせ等があった場合は、個人で判断・回答せず、必ず本会担当責任者へ報告し回答内容の確認をする。
3. 住所・電話番号等連絡先の変更があった場合は、早急に担当者へ連絡をする。
4. 出務決定後都合が悪くなった場合、原則キャンセルとする。
メンバーの調整は担当責任者が行うため、出務者は個人的に交代等行わず、必ず担当責任者へ連絡を入れる。なお、障がい者歯科診療に関してのみ、都合が悪くなった場合は各自で交代者を決め担当者まで連絡をする。(登録出務者が少なくメンバー調整が困難なため)
5. 当番日及び他の出務者に関する事前の問い合わせには対応しない。
6. 登録出務者の経験回数には大きく差があるため、スムーズに診療が進むようお互い協力して出務に臨む。
7. 連絡なしで出務しない回数が重なる場合、次回の出務中止を検討する事がある。交通事情等の理由により時間に遅れる時は、早急に診療所へ直接電話で連絡をする。
8. 身だしなみについて
 - (1) 出務時間中は、ユニフォーム・エプロンを着用し、髪は束ねるなど常に清潔を心がける。
 - (2) 装飾品(イヤリング・ピアス・ファッションリング等)は着用しない。
 - (3) ストッキング着用の場合、黒(黒っぽい物、柄物を含む)でない物にする。
 - (4) ソックス・カーディガンは着用可とし、華美なものは避ける。
9. 出務時間中の携帯電話使用は、緊急の場合を除いて控える。
10. 物品・器材等の取り扱いは慎重に行い、破損等が起きた場合には至急担当者へ連絡する。
11. 妊娠された場合は、出務に配慮をさせていただく場合がある。

III 出務の報告方法について

1. 岡山休日急患歯科診療 : 「出務報告書」に当日の状況を詳細に記入後、記入画像を岡山県歯科衛生士会宛にメールで添付送信をする。
2. 倉敷休日急患歯科診療 : 「出務報告ノート」に当日の状況を詳細に記入する。
3. 障がい者歯科診療 : 「出務報告書」に当日の状況を詳細に記入後、記入画像を倉敷担当責任者へメールまたはLINEで添付送信をする。